

家族で考えてみよう 運転免許証の自主返納



運転適性相談窓口のご案内

車の運転、「おかしいな?」と思ったら早めに相談窓口へ!

各都道府県警の免許センター等には**運転適性相談窓口**があります。
運転に少しでも不安を覚えたらお気軽にご相談下さい。

運転免許証の自主返納制度とは?

「これまでのような運転ができなくなった。」「『危ないから運転はもうやめて。』と家族に言われた。」など、安全等のためにもう車を運転しないという方のために、自分の意思で運転免許証を返納する制度です。

『運転経歴証明書』について

運転免許証を自主返納した方が希望をすれば、運転経歴証明書の交付を受けることができます(※)。
運転経歴証明書は身分証明書としてお使いいただくことができます。
住所変更の際は、お近くの警察署等までご相談ください。
※交付には手数料がかかります。

運転免許証を自主返納した方や運転経歴証明書をお持ちの方等は自治体や協賛企業・団体等のサービスを受けることができます(お住まいの地域によって異なります。)

家族はつらいよ2 ×

警察庁
都道府県警察